「令和４年農林水産省告示第1650号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ））（案）についての意見・情報の募集」の結果について

令 和 ８ 年 １ 月 １４ 日
農林水産省消費・安全局

令和４年農林水産省告示第 1650 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（案）について、令和６年 11 月 26 日から令和６年 12 月 25 日までの期間、e-Gov に掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して２件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙１に記載しましたので、お知らせします。

本件につきましては、別紙２のとおり告示を制定することとしております。

なお、チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）農薬使用者安全評価書は別添のとおりです。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線 4503）